

# 入札公告

委託業務について、次のとおり公募型指名競争入札を行いますので、地方独立行政法人京都市立病院機構契約事務規程第22条において準用する同規程第4条第1項の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成25年12月13日

地方独立行政法人京都市立病院機構理事長 内藤 和世

## 1 入札に付する事項

### (1) 案件名称

京都市立病院に係る電力の供給

### (2) 履行場所

仕様書のとおり

### (3) 履行期限

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

### (4) 契約条件

仕様書のとおり

### (5) 契約方式

単価契約

### (6) 入札方法

入札は、入札者（代理人を含む。）による入札書の直接提出により行うものとし、郵送等による入札は認めないものとする。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 京都市の指名競争入札有資格者名簿（物品関係）に掲載されていること。

(2) 公告の日から入札の日において、競争入札参加資格停止を受け、その期間中でないこと。

(3) 電気事業法第3条第1項の規程により一般電気事業の許可を受けている者（以下「一般電気事業者」という。）又は同法第16条の2第1項の規定により特定規模電気事業の届出をした者（以下「特定規模電気事業者」という。）

(4) 特定規模電気事業者にあつては、入札に参加しようとする需要施設に要する予定使用電力量の供給に十分な電源を確保していること。

なお、今回の電力調達に係る入札では、他の電気事業者から必要な電力の一部を購入することもできるものとする。

- (5) 入札に参加しようとする電気事業者が、供給約款を定めている場合にあってはその供給約款が、供給約款を定めていない場合にあっては電力の供給条件が、一般電気事業者が電気事業法第19条第1項の規定により経済産業大臣の認可を受けた供給約款に準じた内容のものであること。

### 3 入札手続き

#### (1) 入札参加申込書の提出

入札に参加しようとする者は、あらかじめ入札参加申込書の交付を受けること。

#### (2) 入札に参加する者に必要な資格の確認申請

入札に参加しようとする者は、上記入札に参加する者に必要な資格を有することを証する書類を期日までに提出すること。審査結果については、口頭により通知するものとする。

#### (3) 指名競争入札通知書及び入札書の交付

入札に参加する者に必要な資格の審査の結果、申請者に指名競争入札参加資格があるものと認められるときは、指名競争入札通知書及び入札書を交付する。

#### (4) 入札参加申込書の交付及び提出期間

公告の日から平成25年12月27日（金）午後5時までとする。

なお、受付時間は土、日及び休日（国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く日の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

#### (5) 入札に参加する者に必要な資格の申請書類の提出期間

公告の日から平成25年12月27日（金）午後5時までとする。

なお、受付時間は土、日及び休日を除く日の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

#### (6) 入札参加申込書の交付及び提出並びに入札に参加する者に必要な資格の申請書類の提出場所

京都市中京区壬生東高田町1番地の2

地方独立行政法人京都市立病院機構京都市立病院事務部整備運営課施設係

（電話 075-311-5311 内線2470）

### 4 入札及び開札の日時、場所等

#### (1) 日時

平成26年1月17日（金）午前11時00分

#### (2) 場所

京都市中京区壬生東高田町1番地の2

地方独立行政法人京都市立病院機構京都市立病院本館5階会議室

### (3) 入札及び開札方法

入札書及び契約単価兼積算内訳表は封筒に入れ、封印して持参すること。入札終了後、直ちに開札を行い、落札予定者を決定することとする。

## 5 入札予定価格

金236,651,364円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

契約の締結は単価契約により行うので、入札に当たっては、基本料金、月ごとの電力量料金などの契約単価を設定することを条件とする。

落札の決定は、上記契約単価に基づき「契約単価兼積算内訳表」を用いて算定された、契約期間に係る電気料金の総額の比較によって行う。

なお、この電気料金の総額には、電力の供給に必要な一切の諸費用を含めるものとする。ただし、燃料調整単価、再生可能エネルギー発電促進賦課金（太陽光発電促進付加金を含む。）及びアンシラリーサービス料金については、含めないものとする。

入札金額は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、契約（供給）期間に係る総額として見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

## 6 落札決定日

落札決定日は、平成26年1月24日（金）とする。落札者に対しては、落札した旨を落札決定日に電話にて通知する。落札者以外の入札参加者に対しては、落札決定日の翌日から5日（日数の計算に当たっては、土、日、祝祭日を除く。）以内に請求があった場合に限り、落札結果を口頭により通知する。落札者とならなかった者は、落札決定日の翌日から5日（日数の計算に当たっては、土、日、祝祭日を除く。）以内に、その理由について説明を求められることができる。回答は、口頭により行う。

## 7 予算不成立の場合の無効

本件調達に係る予算が成立しなかったときは、この公告は無効とする。この場合において、本件調達のために作った準備行為等に係る費用が既に発生していても、契約者は、その費用を地方独立行政法人京都市立病院機構に請求することはできない。

## 8 その他

- (1) 仕様書等に定める内容を適正に履行することができ、かつ、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者予定者とする。
- (2) 落札者が特定規模電気事業者の場合にあつては、京都市内を管轄する一般電気事業者等と接続供給契約を締結することが契約条件となる。
- (3) 通信工事が契約開始までに完了しない場合、通信工事が完了するまでの間については、

同時同量データを運用できない恐れがあるので、暫定運用が供給開始の条件となる。

- (4) 本公告に示した競争参加資格のない者が提出した入札書や、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

平成26年度

## 京都市立病院に係る電力の供給 仕様書

### 京都市立病院理念

信頼され、安心できる、心のこもった医療を市民に提供します。

### 京都市立病院憲章

京都市立病院は、市民の健康を支える病院として、

- 患者中心の医療サービスを提供します。
- 倫理・知識・技術に支えられたチーム医療を進めます。
- 地域の医療機関との緊密な連携を図ります。
- 働きがいのある職場づくりを目指します。
- 健全で自立した病院経営に努めます。

地方独立行政法人京都市立病院機構

## 第1 総則

### 1 趣旨

本仕様書は、地方独立行政法人京都市立病院機構（以下、法人という。）が運営する京都市立病院に係る電力供給の契約に基づく仕様書である。

### 2 用語の定義

- (1) 需要施設とは、当該契約における電力供給場所である京都市立病院をいう。
- (2) 供給者とは、当該契約における需要施設へ電力の供給を行う者をいい、法人と電力供給契約を締結する、電気事業法第2条第2項に定義される一般電気事業者、若しくは第2条第8項に定義される特定規模電気事業者をいう。
- (3) 託送者とは、供給者が当該契約の需要施設に電力を供給するための、供給者と需要施設との間の電線路（送電線、配電線、変電所など）を維持し、及び運用する電気事業法第2条第2項に定義される一般電気事業者をいう。
- (4) 電力会社とは、供給者、託送者のいずれか、または両者をいう。
- (5) 電気主任技術者とは、電気事業法第43条に基づき選任された主任技術者をいい、当該契約における需要施設の電気工作物に対して経済産業省近畿経済産業局長に届出されている電気主任技術者をいう。
- (6) 監督職員とは、地方独立行政法人京都市立病院機構契約事務規程第40条に規定する職員をいい、この契約において京都市立病院事務部整備運営課に所属する職員をいう。

## 第2 仕様概要等

当該契約における需要施設の概要と供給電力の仕様は次のとおりとする。

### 1 需要施設概要

- (1) 対象建物 京都市立病院
- (2) 需要場所 京都市中京区壬生東高田町1番地の2
- (3) 業種及び用途 病院

### 2 供給電力の仕様

- (1) 電気方式、標準電圧、標準周波数、受電方式等

ア 電気方式	交流3相3線式
イ 標準電圧	20,000V
ウ 計量電圧	20,000V
エ 標準周波数	60Hz
オ 受電方式	2回線受電
カ アンシラリーサービス料金対象容量	0kW (なし)

(2) 契約電力, 予定使用電力量

ア 契約電力 (契約上使用できる最大電力をいい, 30分最大需要電力計により計量される値が原則としてこれを超えないものとする。)

(ア) 契約電力 (常時電力) 3,400kW

(イ) 契約電力 (予備電力) 3,400kW

(常時供給設備等の補修又は事故により生じた不足電力の補給にあてるため, 常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で, 予備電線路により受電する。)

イ 予定使用電力量 13,717,412kWh

(平成26年4月1日から平成27年3月31日までの使用量見込み)

(ア) 各月の電力使用計画, および年間予定使用電力量

(月間最大需要電力, 月間使用電力量, 年間使用電力量) 別表1のとおり

(イ) 各月基準日(最大電力量計測日)の時間別需要電力量 別表2のとおり

(ウ) 年間の電気使用計画書

(月別の平日, 休日, 各種時間帯の使用電力量) 別表3のとおり

(3) 契約期間 平成26年4月1日0時から平成27年3月31日24時まで

(4) 需給地点

需要場所における法人所有特高変電所内の託送者の地中引込線立上り電纜終端箱 (2箇所)

(5) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じとする。ただし, 取引用計量装置は供給者の所有とする。

(6) 保安上の責任分界点

需給地点に同じとする。ただし, 取引用計量装置は供給者の責任とする。

3 使用料

供給者が託送者に送電を委託する場合, これに係る費用も本契約の単価に含まれるものとする。代金の算定は以下によることとし, 支払は1箇月単位とする。

### (1) 検針日及び計量

検針日は毎月1日とし、前月1箇月分の使用量等を一括して検針するものとする。1日に検針を行うことができない場合は、翌日以降に行うものとする。

計量は電力会社が設置する計量装置により記録された値によるものとする。

### (2) 代金の算定期間

代金の算定期間は、毎月1日から当該月の末日までの期間とする。

### (3) 料金制度

ア 料金制度は、基本料金と電力量料金に基づく二部料金制など供給者にて設定することができるものとする。

イ 供給者は契約期間において、その月の力率により料金の割引又は割増を行うことができるものとする。

ウ 供給者は契約期間において、原油価格の変動により発電費用が変更となった場合は、その変動額に応じた料金の割引又は割増（燃料費調整単価）を行うことができるものとする。

### (4) 力率

ア 力率の算定は、その月の午前8時から午後10時までの時間における平均力率とする。単位は%とし、小数点以下第1位を四捨五入する。（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100%とする。）

イ 平均力率の算定式は次のとおりとする。

$$\text{平均力率} = \text{有効電力量} / \sqrt{((\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2)}$$

ウ 契約期間における当該施設の予定平均力率は、100%とする。

## 3 一般事項

### (1) 注記事項

ア 供給者は、仕様書に明記の無い場合又は疑いを生じた場合においては、監督職員と協議する。

イ 供給者は、仕様書によることが困難又は不都合な場合は、監督職員と協議する。

ウ 供給者は、当該契約内容を変更しようとする場合は、監督職員と協議のうえ、その承諾を得る。

エ 供給者は、別契約の関係業務について監督職員の指示により、当該関係者と協力し業務の円滑な進捗を図る。

オ 供給者は、当該契約に関する業務に伴い、廃材、塵、配線屑等が発生した場合は、そ

のすべてを構外に搬出し、関係法令などに従い適切に処理する。

## (2) 連絡体制

供給者は、当該契約締結後速やかに次の内容を記した書類を代表者の記名押印の後、監督職員に提出すること。

ア 緊急時の連絡体制および作業体制表

イ 当該契約担当者名、組織図および連絡先

ウ 協議窓口の所在地

## (3) 報告

供給者は、計量装置の検針結果をその都度、監督職員に報告する。また、当該契約にかかわる不測の事態が発生した場合などについても早急に監督職員に報告し、その指示を受けて調整を行う。なお、報告は監督職員の承諾を受けた場合を除き、原則として書面にて行う。

なお、計量装置による毎月の検針結果の報告については、料金の請求とは別に、当該月における使用電力量、最大需要電力、有効電力量、無効電力量及び平均力率について書面もしくは電子データ（Microsoft Excel にて読み込み可能なデータ形式とする。以下同じ。）にて、毎日毎時における使用電力量及び最大需要電力については、書面および電子データにて翌月の初旬に電気主任技術者もしくは監督職員に報告するものとする。

## 4 その他

### (1) 契約電力の変更

契約期間における使用電力量の変動に伴う契約電力の変更は、その値、契約条件を含め監督職員、電気主任技術者および供給者による協議で決定するものとする。

### (2) 設備の状況および変更等

当該契約期間中における需要施設の変更等における技術的な協議については、監督職員、電気主任技術者、供給者および託送者の4者によることとし、その決定については4者の合意によるものとする。

### (3) 負担金等

供給点変更などに伴う需要施設を除いた託送者設備の工事に係る費用の負担については、原則として託送者の電気供給約款等に準ずるものとする。

また、需要施設の工事、保守点検作業、並びに不慮の事故等に伴う託送者の区分開閉器操作等、電力会社の作業に係る費用は、すべて供給者の負担とする。

### (4) 取引用計量装置

最大電力および使用電力量を計量する取引用計量装置（計器用変成器、積算電力量計、遠隔検針装置などの供給電力の検針に係るすべての設備を含む）の設置、取り替え、移設、並びに撤去の必要が生じた場合には、その作業及び費用負担は法人の責に帰すべき事由による場合を除き原則として供給者が行うものとし、その機器類についての保安上の責任はすべて供給者とする。ただし、設置場所は需要施設の施設内を無償で貸与する。

また、遠隔検針の通信に係る一切の費用についても、すべて供給者の負担とする。

#### (5) 送電の停止

供給者は、電力会社の都合等により契約期間中にやむを得ず当該施設への送電を一時停止する必要がある場合には、事前に監督職員、電気主任技術者と十分な協議を行い、監督職員の承諾を得るものとする。

また、電力会社設備の不慮の事故等に伴う当該需要設備への送電停止の際には、供給者は速やかに監督職員、電気主任技術者へその原因、状況、復旧予定などの関連情報を連絡すること。

#### (6) 緊急時の対応

事故等による送電停止などの緊急時には、監督職員、電気主任技術者から供給者に確実に連絡がとれ、現地での復旧作業などの対応が早急に可能な体制を常時設置すること。

また、災害等による送電停止時には、前述の体制で監督職員、電気主任技術者、託送者と協議のうえ、復旧作業に協力を行うこと。

#### (7) 協議窓口

当該契約期間中における法人と供給者との契約条件、契約内容変更、需要施設の設備の変更等に伴う協議窓口は、原則として京都市内とする。

ただし、監督職員の承諾を得た場合はこの限りではない。

### 5 特記事項等

#### (1) 負荷軽減(休業)日等

ア 本施設は病院としての外来診療部門、入院部門を持つ。

イ 外来診療（救命救急を除く）、検査部分は土、日曜日、祝祭日及び年末、年始（12月29日～1月3日）は原則として休業している。

#### (2) 最大電力および使用電力量の増減予定

現在敷地内に新築建物を建設中であり、当該契約期間に負荷が変動することがある。

#### (3) 施設の停電作業予定

自家用電気工作物の年次精密点検のため、毎年1回（1日間）、9時頃から16時頃

までの間で、特別高圧受電設備の停電を行う。点検作業は、午前午後に分けて託送者の本線と予備線を交互に送電停止し（切り替え時は2回線同時受電とする。）、特別高圧部分のみの部分停電を行い、高圧部分、低圧部分については無停電で実施する。

作業は毎年11月上旬頃の土曜日を予定している。

以上

## 平成26年度 各月の電力使用計画

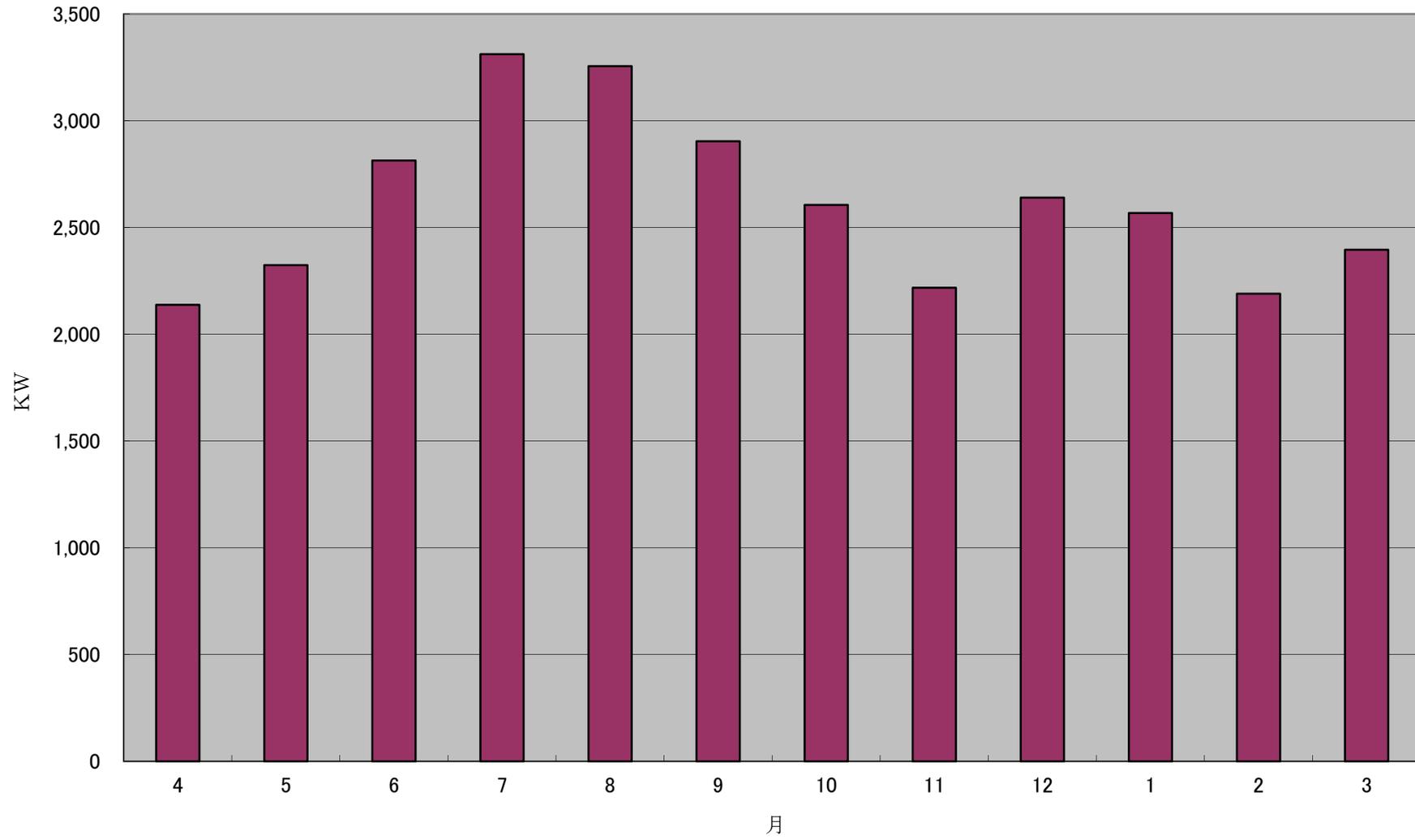
(平成25年実績より)

月	月間最大需要電力 [kW]	月間使用電力量 [kWh]
4	2,138	1,024,022
5	2,324	1,090,997
6	2,814	1,237,390
7	3,312	1,543,645
8	3,256	1,523,373
9	2,904	1,263,357
10	2,606	1,137,833
11	2,218	1,051,258
12	2,640	940,863
1	2,568	883,923
2	2,190	895,191
3	2,396	1,125,560

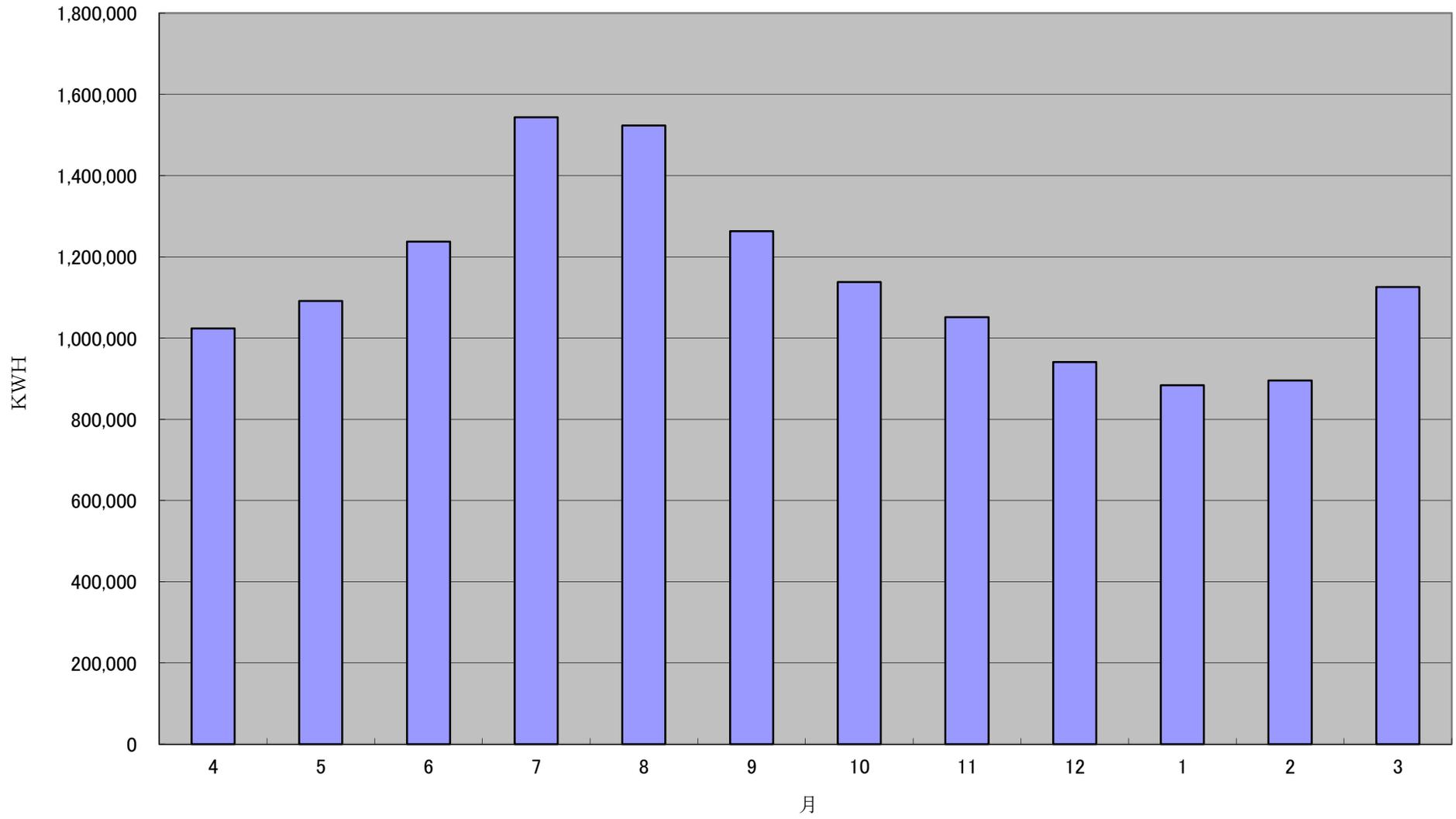
年間最大需要電力 (kW)	3,312
使用電力量合計 (kWh)	13,717,412

(注) 過去の実績(平成24年12月から平成25年11月まで)からの予測値を示す。

別表1参考図① 平成26年度 各月の最大需要電力



別表1参考図② 平成26年度 各月の使用電力量



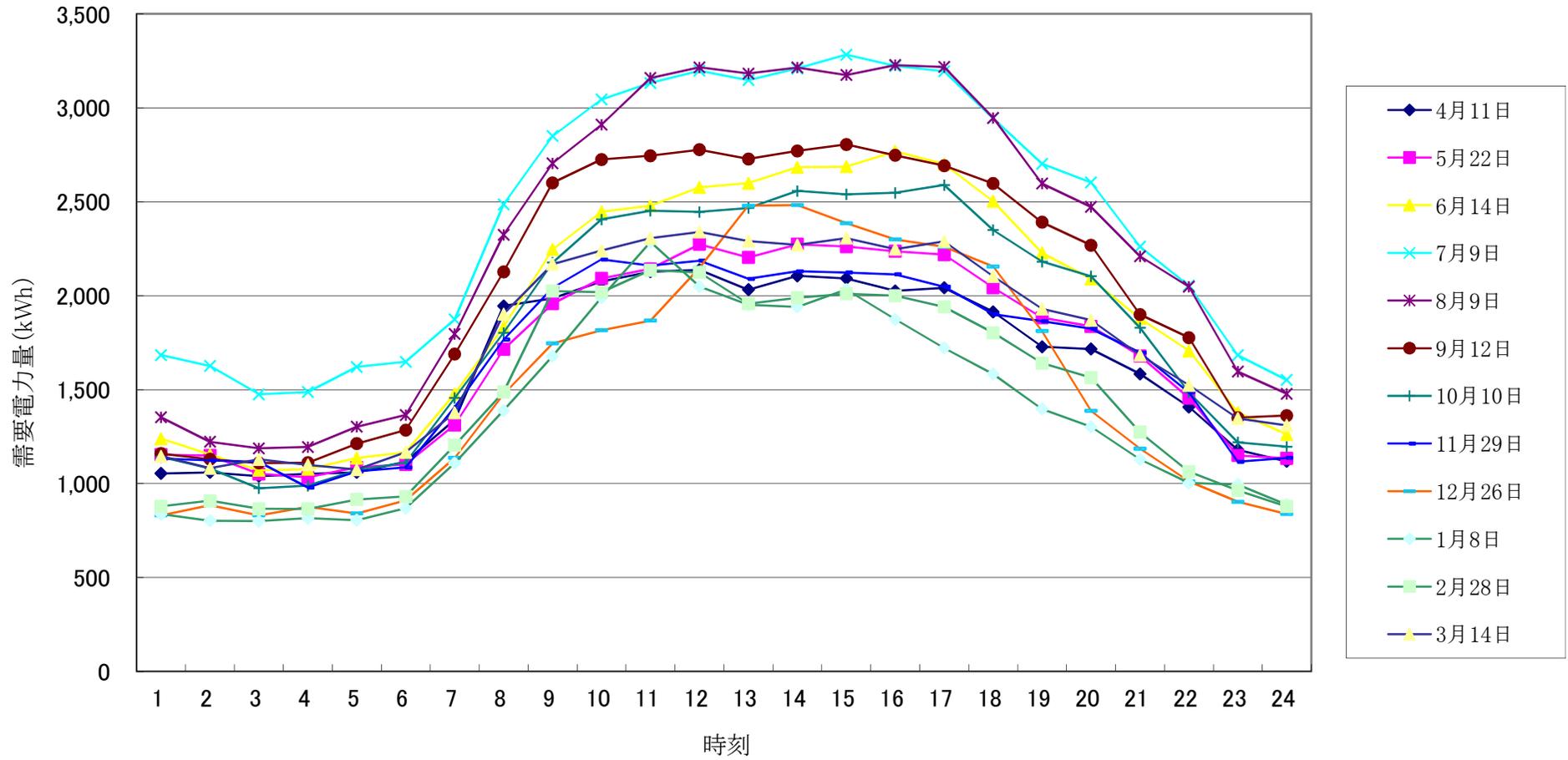
## 平成25年度 各月基準日（最大電力量計測日）の需要電力量（kWh）

（平成25年実績より）

時刻	月 日											
	4月11日	5月22日	6月14日	7月9日	8月9日	9月12日	10月10日	11月29日	12月26日	1月8日	2月28日	3月14日
1	1,054	1,154	1,239	1,684	1,353	1,160	1,142	1,133	831	837	879	1,146
2	1,060	1,150	1,155	1,626	1,223	1,130	1,081	1,123	885	802	909	1,082
3	1,040	1,052	1,071	1,475	1,188	1,110	975	1,115	831	800	866	1,129
4	1,052	1,033	1,077	1,487	1,195	1,111	989	979	876	816	865	1,100
5	1,060	1,086	1,136	1,621	1,303	1,213	1,071	1,065	841	805	915	1,075
6	1,116	1,102	1,167	1,648	1,365	1,285	1,112	1,086	911	869	932	1,167
7	1,340	1,312	1,478	1,874	1,796	1,689	1,456	1,407	1,137	1,109	1,204	1,377
8	1,946	1,715	1,834	2,486	2,325	2,127	1,803	1,766	1,476	1,389	1,487	1,903
9	1,986	1,958	2,247	2,850	2,705	2,601	2,177	2,042	1,746	1,678	2,025	2,168
10	2,076	2,092	2,446	3,045	2,910	2,725	2,406	2,193	1,816	1,990	2,019	2,240
11	2,128	2,143	2,479	3,133	3,159	2,745	2,453	2,160	1,868	2,286	2,136	2,307
12	2,138	2,274	2,577	3,198	3,216	2,777	2,446	2,187	2,149	2,049	2,124	2,340
13	2,032	2,204	2,599	3,148	3,183	2,728	2,467	2,090	2,479	1,952	1,958	2,291
14	2,106	2,274	2,684	3,210	3,215	2,771	2,558	2,130	2,483	1,941	1,989	2,270
15	2,092	2,262	2,687	3,283	3,175	2,805	2,540	2,124	2,386	2,033	2,011	2,307
16	2,026	2,237	2,769	3,223	3,228	2,747	2,548	2,114	2,300	1,874	2,000	2,248
17	2,042	2,219	2,701	3,195	3,218	2,692	2,589	2,048	2,260	1,722	1,941	2,289
18	1,914	2,043	2,503	2,945	2,947	2,597	2,350	1,901	2,156	1,583	1,803	2,103
19	1,728	1,883	2,228	2,702	2,597	2,391	2,182	1,864	1,812	1,397	1,641	1,930
20	1,716	1,837	2,090	2,603	2,473	2,269	2,104	1,825	1,387	1,302	1,564	1,870
21	1,584	1,680	1,880	2,262	2,210	1,900	1,830	1,697	1,186	1,129	1,274	1,684
22	1,408	1,455	1,707	2,054	2,048	1,777	1,486	1,486	1,012	1,003	1,063	1,524
23	1,180	1,150	1,378	1,683	1,596	1,351	1,220	1,116	903	995	964	1,347
24	1,118	1,135	1,262	1,552	1,478	1,362	1,196	1,137	838	888	878	1,310
合計	38,942	40,450	46,394	57,987	55,106	49,063	44,181	39,788	36,569	33,249	35,447	42,207

（注）過去の実績（平成24年12月から平成25年11月まで）からの予測値を示す。

別表2参考図 平成26年度 各月基準日のロードカーブ



## 年間の電気使用計画書

(平成25年実績より)

月	最大電力 [kW]	使用電力量 [kWh]							
		平日	休日	昼間	夜間	重負荷時間	昼間時間	夜間時間	合計
4	2,138	876,019	148,003	693,812	330,210	0	598,710	425,312	1,024,022
5	2,324	786,385	304,612	750,742	340,255	0	614,846	476,151	1,090,997
6	2,814	875,361	362,029	866,497	370,893	0	745,692	491,698	1,237,390
7	3,312	1,144,540	399,105	1,095,175	448,470	517,025	429,856	596,764	1,543,645
8	3,256	1,097,903	425,470	1,086,190	437,183	511,765	429,132	582,476	1,523,373
9	2,904	887,358	375,999	889,832	373,525	403,338	335,774	524,245	1,263,357
10	2,606	847,385	290,448	786,086	351,747	0	681,700	456,133	1,137,833
11	2,218	746,699	304,559	722,030	329,228	0	604,633	446,625	1,051,258
12	2,640	635,562	305,301	663,071	277,792	0	548,538	392,325	940,863
1	2,568	591,514	292,409	609,162	274,761	0	484,662	399,261	883,923
2	2,190	648,236	246,955	623,695	271,496	0	535,375	359,816	895,191
3	2,396	767,415	358,145	767,203	358,357	0	642,531	483,029	1,125,560
最大	3,312	9,904,377	3,813,035	9,553,495	4,163,917	1,432,128	6,651,449	5,633,835	13,717,412

<注記>表中の語句については以下のとおりとする。

- 「平日」 「休日」を除く日とする。
- 「休日」 土曜日および日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日とする。
- 「昼間」 毎日の午前8時から午後10時までの時間とする。
- 「夜間」 「昼間」以外の時間とする。
- 「重負荷時間」 毎年7月1日から9月30日までの期間の毎日午前10時から午後5時までの時間とする。ただし、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日の該当する時間を除く。
- 「昼間時間」 毎日午前8時から午後10時までの時間とする。ただし、「重負荷時間」および日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日の該当する時間を除く。
- 「夜間時間」 「重負荷時間」および「昼間時間」以外の時間とする。

# 入札参加申込書

平成 年 月 日

(あて先) 地方独立行政法人  
京都市立病院機構 理事長

住所

商号 (法人の場合は名称)

氏名 (法人の場合は代表者の職・氏名)

下記の入札案件に係る指名競争入札に参加を申し込みます。

## 記

### 1 入札案件

京都市立病院に係る電力の供給

### 2 入札期日

平成26年1月17日(金) 午前11時00分

### 3 担当者名

### 4 連絡先

TEL

FAX